

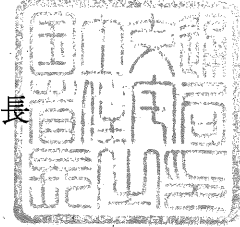


国住指第3888号-2

平成28年2月2日

各関係団体の長 殿

国土交通省住宅局長



建築物防災週間（平成27年度下期）の実施について

建築物防災週間につきましては、火災、地震、がけ崩れ等による建築物の被害や人的被害を防止し、安心して生活できる空間を確保するために、広く一般の方々を対象として、建築物に関連する防災知識の普及や、防災関係法令・制度の周知徹底を図り、建築物の防災対策の推進に寄与することを目的として、昭和35年以来毎年2回実施しているところです。

この度、平成27年度下期における建築物防災週間の実施につきまして、別添のとおり国土交通省及び特定行政庁において実施することといたしましたので、貴職におかれましても、本週間の趣旨を是非ご理解いただきまして、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

国住指第3888号  
平成28年2月2日

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長  
(公 印 省 略)

建築物防災週間における防災対策の推進について（平成27年度下期）

建築物防災週間につきましては、火災、地震、がけ崩れ等による建築物の被害や人的被害を防止し、安心して生活できる空間を確保するために、広く一般の方々を対象として、建築物に関連する防災知識の普及や、防災関係法令・制度の周知徹底を図り、建築物の防災対策の推進に寄与することを目的として、昭和35年以来毎年2回実施しているところです。

この度、平成27年度下期における建築物防災週間の実施につきまして、下記のとおり定めましたので、貴職におかれましても、本週間の趣旨を是非ご理解いただきまして建築物の防災対策の一層の推進に取り組まれますようお願い申し上げます。

なお、貴管内特定行政庁に対しても、この旨周知方お願い申し上げます。

記

1. 実施期間

平成28年3月1日（火）から3月7日（月）まで

※報告率向上のための各県ごとの取組について、2月12日（金）までに、別紙3に記載のうえ提出願います。

2. 建築物防災週間での取り組み

(1) 吹付けアスベストの飛散防止対策に関する調査及び是正指導の徹底

吹付けアスベストの飛散防止対策については、これまでも調査の実施及び問題がある場合の是正指導をお願いしてきたところですが、報告がなされていない建築物や、対策が講じられていない建築物が一定数残っています。つきましては、未報告の建築物の所有者等に対して必ず電話連絡、アンケートや文書の発出、防災査察等の機会を捉えて報告を督促するとともに、問題がある建築物の所有者等

に対して、建築基準法第9条及び第10条の勧告、命令等による厳格な是正指導を徹底し、速やかに是正させてください。また、既存建築物が空き家となった場合も、引き続き、当該建築物等の所有者に対し、適正な維持保全に努めるよう周知してください。さらに、危険性が高い建築物については、改善されるまでの間は使用停止命令等により当該施設の使用を停止させてください。

特に、災害時の避難所として指定されている公共建築物については、重点的に点検を実施し、問題がある場合には、建築基準法第18条の通知・要請等により、対策の徹底を図ってください。

なお、既存建築物における窓ガラスの地震対策については、平成17年から定期的に実態調査を行ってきたところですが、一定の成果が見られることから、今後は建築物防災週間における調査対象から除外することとします。ただし、報告や対策が適切に行われていない建築物については、引き続き、対策の徹底をお願いします。

## (2) 防災査察の実施

適正な維持保全により建築物の安全性を確保するため、上記(1)の調査において未報告、未是正の建築物や、定期報告が提出されていない建築物等を中心に、特定行政庁の職員により、現地において建築物等の状況を調査するとともに、必要な指導を実施してください。

## (3) 住宅・建築物の所有者・管理者に対する広報活動

所有者・管理者の方への理解を深めるため、パンフレットの作成・配布、地方公共団体の広報紙や新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等を利用して、建築物防災週間の広報活動を展開し、各重点事項及び耐震診断、耐震改修等に係る各種補助事業等について、積極的に普及啓発を行ってください。

## (4) その他関係機関との連携・協調

建築物防災週間の実施に当たっては、消防、警察、環境等の関係部局及び建築関係団体等と連携・協調して十分な効果を上げるようお願いいたします。

## 3. 最近の防災・安全確保に関する取り組み

### (1) 住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の促進

南海トラフ巨大地震や首都直下地震の発生が懸念される中で、大地震の発生に備え、建築物の耐震化をより一層強力に推進することが必要となっています。また、東日本大震災においては構造躯体だけでなく、天井、外壁、設備等の脱落による被害が生じているところであり、これらの非構造部材の安全確保が必要となっています。住宅及び建築物の所有者等に対し、耐震化の必要性及び重要性につ

いて、一層の周知に取り組むとともに、耐震診断、耐震改修等に係る補助事業、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。）に基づく耐震改修計画の認定、耐震性に係る表示制度のための認定など、耐震化の円滑な促進のための取り組みを講じてください。住宅については、町内会等の地域コミュニティや建築関係団体等と協力して、街区単位で全戸訪問による普及啓発、一斉耐震診断等を実施するなど、集中的、重点的に取り組んでください。

また、耐震改修促進法に基づき耐震診断結果の報告が義務付けられた建築物の耐震診断結果の公表にあたっては、地域における建築物の個別の状況や営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うとともに、耐震診断の結果、倒壊の危険性が高いとされた建築物の所有者等に対しては、耐震改修の実施に向けたきめ細かな対応や必要な指導・指示を行うよう努めてください。

さらに、耐震診断結果の報告が義務付けられた建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者等に対しても、耐震診断、耐震改修の実施に向けた必要な指導・指示を行うよう努めてください。特に学校、病院等の公共建築物については、平常時の利用者の安全確保だけでなく災害時の機能確保の観点からも最優先で取り組んでください。

## (2) 既存建築物に対する適正な維持保全と定期報告の徹底

近年、外壁タイル、ひさし、外部廊下、天井、サッシ、看板及び看板メンテナンス用の梯子などの落下や、電気給湯器の転倒、防火シャッター、昇降機などを巡る事故など、既存建築物に関わる事故が発生しております。また、今年度においては、川崎市の簡易宿所火災や、広島市の飲食店火災により、違反の疑いのある建築物において、多数の死傷者が生じたところです。

このような事故を未然に防ぐためには、建築物の適正な維持保全が重要です。平成28年6月1日より施行される新たな定期報告制度においては、

- ① 安全上、防火上又は衛生上特に重要である建築物等については国が定期報告の対象に指定すること
- ② 随時閉鎖式の防火設備については、新たに創設する防火設備検査員が検査を行うこと

など、制度が見直されることも踏まえ、建築物等の適正な維持保全及び定期報告制度の重要性について建築物等の所有者等に対し、広く周知するとともに、同制度の適正な運用に努めてください。

なお、特定行政庁より報告を受けた建築物事故の概要については、国土交通省ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/common/001108683.pdf>) に掲載しておりますので、参考にしてください。

また、定期報告の対象となっている建築物等のうち、報告がなされていないも

の所有者等に対しては、法令遵守の必要性、報告期限等について具体的に説明した書面により実施するなどにより報告の督促、指導等に努めてください。不具合等について報告があった建築物等や維持保全に関する準則又は計画が未作成の建築物等の所有者等に対して、再発防止策の検討や維持保全計画の作成等の指導等を実施してください。

### (3) 民間建築物のアスベスト対策の推進について

#### ① 補助制度の見直し

住宅・建築物安全ストック形成事業（アスベスト改修事業）によるアスベスト含有調査及びアスベスト除去等に対する支援は、早期の対応を進める観点から、民間建築物に対する補助の実施期間が、調査については平成29年度まで、除去等については平成32年度までとなる見込みです（平成28年度予算案）。

つきましては、早期に補助制度を整備し、建築物所有者に対する周知の徹底をお願いいたします。なお、当該事業においては、2.（1）の調査の対象には該当しない1,000平方メートル以下の建築物や平成元年以降の建築物も対象としておりますので、当該制度の積極的な活用をお願いいたします。

また、同事業において、来年度以降は、「建築物石綿含有建材調査者」による関与を求める予定です。各地域において十分な調査体制が確保されるよう、関係団体等へ積極的に調査者資格を取得するよう促すなど調査者の確保にご協力いただくようお願いいたします。

#### ② アスベスト台帳の整備

民間建築物のアスベスト対策を実施するに当たっては、既存民間建築物を対象としたアスベスト台帳の整備が必要不可欠です。①のとおり、補助制度の期限が定められたことを踏まえ、建築物石綿含有建材調査マニュアルを参考にしながら、早期にアスベスト台帳の整備に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律等の施行について（平成18年10月1日付け国住指第1539号）」において、閲覧の対象となる台帳にアスベストの使用状況を反映する観点から、定期調査の際に吹付けアスベスト等の使用を確認した場合、定期調査報告概要書にその旨を記載することとしているため、引き続き、適切な指導をお願いいたします。

### (4) 既設エレベーターの安全対策の促進について

平成21年9月28日以降に着工されたエレベーターについては、戸開走行保護装置、地震時管制運転装置の設置等の安全対策が義務付けられていますが、既設エレベーターについても安全確保のため戸開走行保護装置等の積極的な設置

を促進する必要があるところです。国土交通省では、「戸開走行保護装置等の設置の促進について（平成24年4月27日付け国住指第291号）」で通知したとおり、安全対策の促進のため、エレベーターの安全装置に係るマーク表示制度など戸開走行保護装置等の設置促進策についてのご協力をお願いしたところです。また、「戸開走行保護装置の設置の促進及び設置済みマークの活用について（平成24年11月6日付け国住指第3008号）」を通知し、定期報告等の機会に既設エレベーター及び公的建築物等の所有者、管理者に対する戸開走行保護装置等の設置及びマーク表示の指導など、安全性の確保について協力を依頼しているところです。その他、安全対策の推進策として、社会資本整備総合交付金等による支援制度を掲げており、当該支援制度の枠組みが未整備の地方公共団体におかれましては、積極的に交付要綱を作成の上、当該支援制度の創設・運用等を通じ、既設エレベーターの安全対策の促進を図っていただくようお願いいたします。

#### （5）昇降機及び遊戯施設の適正な維持保全の徹底

昇降機及び遊戯施設については、建築基準法第8条第1項の規定の趣旨に鑑み、所有者等に対し、適切な法定点検及び日常点検の実施による維持管理の徹底について指導をお願いいたします。

また、遊戯施設については、平成25年の東京都練馬区内の遊戯施設における乗客の負傷事例等、これまでも運行マニュアルどおりの手順を怠ったことによる事故が発生していることから、各施設の所有者等に対し、「遊戯施設の維持保全計画書及び遊戯施設の運行管理規程の作成手引き（平成12年12月26日付け建設省住指発第932号）」に基づく運行管理規定の遵守等による安全な運行を徹底する旨の指導をお願いいたします。

#### （6）工事現場の危害の防止の徹底

建築物の解体工事現場等における危害防止に関しては、既に「建築物の除却工事における危害防止対策の徹底について（平成22年10月20日付け国住指第2669号）」により、解体工事における安全確保及び危害防止について周知徹底を図っているところですが、その後も解体工事における外壁の崩落や工事用の工作物の転倒等、工事現場周辺の公衆等へ危害を与えかねない事故が後を絶たない状況にあります。

このため、建築物及び工作物の解体工事現場等における危害防止に関しては、建築基準法第15条第1項の規定による届出の機会等をとらえ、同法第90条等の法令遵守及び「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドラインについて（平成15年7月3日付け国総建第103号、国住防第3号）」等に基づく危害防止対策の徹底等を指導するとともに、別添の

これまでに周知した「建築物防災週間における防災対策（工事現場の危害防止）の推進について（平成23年8月24日付け国住防第4号）」等における再発防止策等の例について工事の施工者等に広く周知する等、必要な対策を講じてください。

#### 4. 実施結果等の報告

建築物防災週間の実施結果については、別紙1-1、1-2、2を平成28年4月15日（金）までに提出頂きますようお願いいたします。

別紙1-1については、貴管下の特定行政庁ごとに作成し、ご提出くださいますようお願いいたします。別紙1-2、2については、貴管下の特定行政庁分を集計のうえ、ご提出くださいますようお願いいたします。

なお、2.（1）で実施していただく調査につきまして、未報告の建築物に対しては必ず電話連絡、文書による督促及び現地立入調査等を実施していただき、未是正の建築物に対しては、前回調査時以降、特段の指導等を実施していないものについては、必ず何らかの取り組みを行い、これらの取り組み内容等を別紙1-1に記載して報告いただきますよう併せてお願いいたします。

提出していただいた実施結果は、取りまとめ次第公表する予定です。

#### 5. 担当

国土交通省 住宅局 建築指導課 建築物防災対策室 西岡

電話 03-5253-8111（内線39569）